

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年9月16日(2022.9.16)

【公開番号】特開2021-129744(P2021-129744A)

【公開日】令和3年9月9日(2021.9.9)

【年通号数】公開・登録公報2021-042

【出願番号】特願2020-26714(P2020-26714)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 310Z

【手続補正書】

【提出日】令和4年9月8日(2022.9.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外枠と、該外枠に開閉可能とされる本体枠と、該本体枠に開閉可能とされる扉枠と、を有するとともに複数の枠発光手段を有する遊技枠構成部と、

該遊技枠構成部に設けられて第1遊技盤側構成部と第2遊技盤側構成部とを有する遊技盤側構成部と、

前記第1遊技盤側構成部と前記第2遊技盤側構成部との整合を判別する整合判別手段と、前記第2遊技盤側構成部に設けられる複数の盤側発光手段と、を備え、

前記整合判別手段によって不整合と判別された場合に、前記第2遊技盤側構成部に設けられる前記複数の盤側発光手段の発光を規制するものであって、

前記遊技枠構成部に設けられる前記複数の枠発光手段は、前記整合判別手段による判別の対象とされていないものの、

前記第1遊技盤側構成部と前記第2遊技盤側構成部との組み合わせが正規の組み合わせとは相違して不整合と判別された場合には、前記第1遊技盤側構成部と前記第2遊技盤側構成部との組み合わせが正規の組み合わせとは相違している状態に基づく態様で少なくとも一部の発光が規制され、

前記第1遊技盤側構成部と前記第2遊技盤側構成部との信号伝達が不能とされて不整合と判別された場合には、前記第1遊技盤側構成部と前記第2遊技盤側構成部との信号伝達が不能とされている状態に基づく態様で少なくとも一部の発光が規制されるものであって、

さらに、前記第1遊技盤側構成部と前記第2遊技盤側構成部との組み合わせが整合と判別された後には、前記第1遊技盤側構成部と前記第2遊技盤側構成部との組み合わせを比較しない特殊状態を発生可能である

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

40

50

上記した目的を達成するために、請求項 1 に係る発明においては、
外枠と、該外枠に開閉可能とされる本体枠と、該本体枠に開閉可能とされる扉枠と、を有するとともに複数の枠発光手段を有する遊技枠構成部と、

該遊技枠構成部に設けられて第 1 遊技盤側構成部と第 2 遊技盤側構成部とを有する遊技盤側構成部と、

前記第 1 遊技盤側構成部と前記第 2 遊技盤側構成部との整合を判別する整合判別手段と、
前記第 2 遊技盤側構成部に設けられる複数の盤側発光手段と、を備え、

前記整合判別手段によって不整合と判別された場合に、前記第 2 遊技盤側構成部に設けられる前記複数の盤側発光手段の発光を規制するものであって、

前記遊技枠構成部に設けられる前記複数の枠発光手段は、前記整合判別手段による判別の対象とされていないものの、

前記第 1 遊技盤側構成部と前記第 2 遊技盤側構成部との組み合わせが正規の組み合わせとは相違して不整合と判別された場合には、前記第 1 遊技盤側構成部と前記第 2 遊技盤側構成部との組み合わせが正規の組み合わせとは相違している状態に基づく態様で少なくとも一部の発光が規制され、

前記第 1 遊技盤側構成部と前記第 2 遊技盤側構成部との信号伝達が不能とされて不整合と判別された場合には、前記第 1 遊技盤側構成部と前記第 2 遊技盤側構成部との信号伝達が不能とされている状態に基づく態様で少なくとも一部の発光が規制されるものであって、

さらに、前記第 1 遊技盤側構成部と前記第 2 遊技盤側構成部との組み合わせが整合と判別された後には、前記第 1 遊技盤側構成部と前記第 2 遊技盤側構成部との組み合わせを比較しない特殊状態を発生可能である

ことを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】削除

【補正の内容】

10

20

30

40

50